

# 令和6年度は『固定資産の評価替え』の年です

## ●評価替えとは

毎年1月1日の賦課期日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に納めていただく税金が固定資産税です。固定資産の価格(適正な時価)を課税標準として課税されますが、3年ごとに価格を見直す制度のことを評価替えといいます。令和6年度は評価替えの基準年度です。令和3年度以降の土地・家屋の利用状況などを基に評価額の見直しを行うため、昨年度から税額が変わる場合があります。

## ●税額の計算方法

課税標準額 ※1	×	税率 1.4%	=	税額
-------------	---	---------	---	----

※1 評価額に住宅用地の特例や負担調整措置などを考慮した額

※評価額が見直されているかの確認については、令和6年4月初旬に発送される納税通知書をご覧ください。

## ●固定資産税についての問い合わせ

固定資産税の内容について疑問がある場合は、八重瀬町役場税務課窓口におたずねください。固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合には、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して「審査申出」をすることができます。また、納税通知書の価格以外の内容について不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して「審査請求」をすることができます。

**【お問い合わせ】税務課(固定資産税班)**  
☎098-998-9593

より詳細な固定資産税の課税のしくみについては右記コード先の「固定資産税のしおり」をご覧ください



## 固定資産に関する質問にお答えします

**土地** Q 令和5年10月に住宅を壊したが、令和6年度の土地の税額が上がったのはどうして?

A 住宅を取り壊したことで、住宅特例の適用対象から外れたため、税額が高くなったと考えられます。

**家屋** Q 家屋は年々古くなるが、評価額はどうか?

A 家屋の評価額は、建築資材の物価変動や家屋の経過年数を考慮して算出します。一般的には経過年数に応じて下がりますが、建築資材の物価上昇により、前年度と同額に据え置かれる場合があります。

# 国民健康保険税(9期) 後期高齢者医療保険料(普通徴収9期) — 納期限までに納めましょう —



- 納期限は右記のとおりです。口座振替されている方は、前日までに残高のご確認をお願いします。
- 1期から8期までに納め忘れはありませんか。ご確認をお願いします。

	国民健康保険税(9期)	後期高齢者医療保険料(9期)
納期限	3月31日(日)	
口座振替日	3月21日(木)	

※一度残高不足等で振替されなかった税の再振替はできませんのでご注意ください。



**お問い合わせ | 健康保険課 | ☎098-998-2210**

### 広告欄

## 土地・中古住宅を売りたいなど

お気軽にご相談ください。

## 合同会社エール企画

代表 米浜 廣勇

南城市大里字稲嶺 98-1-102

☎098-988-0766

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社)沖縄県シルバー人材センター連合



## 会員募集中 女性大歓迎

健康で働く意欲のある  
60歳以上の皆様へ

随時入会説明実施中! お問い合わせ下さい

**(一社)八重瀬町シルバー人材センター**  
TEL (098) 998-0013

# 町税の納め忘れはありませんか?

令和5年度分町税の法定納期限(町県民税:令和6年1月31日、固定資産税:令和6年2月29日、軽自動車税:令和5年5月31日)は終了しました。法人住民税については、確定申告提出期限まで申告納付することとされ、その日が法定納期限とされています。

また、令和4年度以前の未納分については、すでに法定納期限を過ぎています。これまで、各税の期毎の法定納期限内に納めてない方に対し、督促状や催告状を送付しましたが、納め忘れはないでしょうか?

税は、みなさまで公平に負担しなければなりません。納付期限内納付にご協力をお願いいたします。納め忘れの方は、お早めに納めていただきますようお願いいたします。

**※納付期限内に納付が難しい場合は、お早めに役場税務課までご相談ください。督促状や催告状を送付しても、納めない方に対しては、滞納処分を実施しています。**

## 納期内納付と滞納処分

自主納付	町税は、納税者のみなさまが定められた期限(納期限)までに、自主的に納めていただくものであり、町税に限らず税金本来のあり方です。	一般的な滞納処分の流れ
町税の滞納	納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になれば督促状が送られてきたり、本来納めるべき税額のほかに督促料や延滞金を納めなくてはなりません。	町税を納期限までに納付されない場合
滞納処分	町税を滞納したままにしておくと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な町税を確保するために、やむを得ずその人の財産(給与、預金、不動産、動産など)を差し押さえることとなります。また、差し押さえられた後も特別な理由もなく滞納を続けると、その財産を公売(取立て)し、町税に充当することとなり、この一連の手続きを滞納処分といいます。	督促状の送付 納期限から20日以内に発送します
		差押えの要件 督促を受け、10日経過した日までに完納しないとき
		財産調査 給与や預金、不動産、動産を調査します
		財産の差押え
		公売等・滞納町税へ充当

## 町税の滞納処分(差押え)とは

- 滞納者への事前連絡や同意は必要としません。
- 裁判所の許可(判決)を必要としません。
- 金額に関係なく、少額でも差押えを行います。

**お問い合わせ | 税務課(収納班) | ☎098-998-2700**

### 広告欄



## 一軒家の児童デイあつたサポート

児童デイってなに?  
発達障がいや知的障がいなど診断をもつ子ども達の育ちの場です。  
“障がいがあってもなくても関係ない。誰かと支え合い助け合って生きていく未来のために”を合言葉に未就学児2人小学生11人の子供たちが毎日頑張っています。子どもたちの「がんばりたい!」のために力を貸して下さる熱意がある方をお待ちしています!!  
子ども専門の作業療法士から発達障がいの事、運動、勉強の教え方まで具体的な支援の仕方を研修するので福祉未経験でも安心です!!

### 【仕事内容】例えば...

今年の春休みは、毎日の課題の手伝いはもちろん!の事、いちご狩りや玉泉洞、東南植物楽園など、課外活動で自然や体験型の勉強をさせます! 沖縄の色々な所へ行って沖縄を好きになってもらいます♡  
他にも、料理レッスンやサーキット運動、公衆浴場でのマナーを勉強するため温泉へ連れていったりします。

八重瀬町友寄136番地  
☎098-851-7082 担当:木村

(メール) ys050740@outlook.com  
(HP) https://www.attasupport.com/  
@attasupportyaese

